

# 生活保護受給者の社会的な居場所づくりと 新しい公共に関する研究会（第4回）

日程：平成22年5月17日（月）  
15:00～17:00

場所：航空会館7階701・702会議室  
（東京都港区新橋1丁目18番1号）

## 1 議事次第

- (1) 開会
- (2) 委員からの説明（NPO法人ISIS、ハローワークにおける取組）
- (3) 説明に対する質疑
- (4) 生活保護受給者からの説明（新宿区の実施する事業への参加者）
- (5) 説明に対する質疑
- (6) 意見交換
- (7) 閉会

## 2 配布資料

- (1) 山田委員からの提出資料：資料1
- (2) 小林委員からの提出資料：資料2
- (3) 佐藤委員からの提出資料：参考1

# 友よ！ともに未来を生きよう

---

活動報告—居場所づくりと社会参加(就労支援)

情報センターISIS(イシス) 大阪

# ひきこもる子を持つ親の会の設立へ

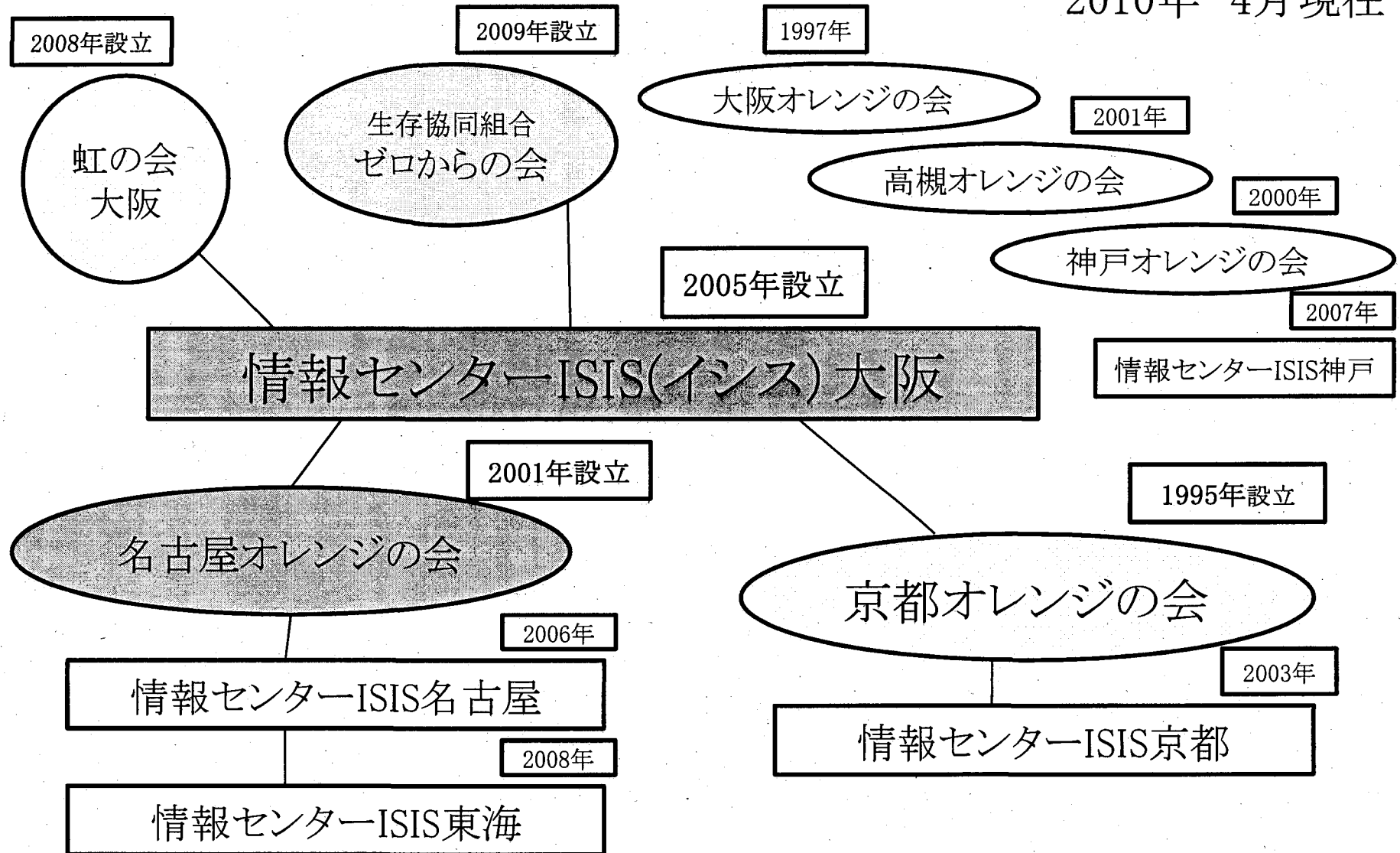
---

京都オレンジの会、1995年設立。大阪・神戸・名古屋など  
関西各地に家族会が広がる。

- 20年ほど前に、〈ひきこもり〉が社会問題化  
〈ひきこもり〉問題に対して、公的機関などの社会的な理解が少なかった
- 社会の中の〈居場所—親の会〉  
親たちが定期的に集まり、自ら問題解決を模索し、家族の孤立化を防いだ
- 〈居場所—親の会〉の効用性の親たちの気付き  
親自身の心の痛みを分かち合うことでの癒しを持った  
問題を持っているのは、自分たちだけではないことに気付いた

# 私たちのネットワーク

2010年 4月現在



# 家族会による若者の居場所づくり

---

- 居場所づくりの必要性に気付き、家族が運営・維持に協力し合う
  - ・設置場所の確保
  - ・運営費用の家族負担
  - ・家族会の広報(勉強会・講演会を新聞案内欄に依頼)
  - ・専門家への支援を求める
  
- 安定した居場所運営のため、行政へ働きかけ
  - ・家族会のNPO法人化の動き—社会的な責任と認知度を高める
  - ・共同作業所設立への動き

# 若者の居場所運営から気付いたこと

---

- ・若者の気持ちを話せる場所の確保ができたこと
- ・自己表現とコミュニケーションの訓練の場となったこと
- ・家庭以外で、居場所に通って社会的日常生活ができたこと
- ・友人や仲間意識ができたこと
- ・仲間を通して体験する社会的体験ができたこと
- ・家族関係が修復したこと

居場所が計り知れないほど、「生きなおす」という  
若者の心の成長に欠くことのできない場所だと確  
信する—生存保障のメッセージを社会で受ける場所—

# 情報センターISIS(イシス)の設立の背景

## Integrated Support For Independence -Start

<自立に向けての総合的な支援・エジプトの女神イシスから>

- 親たちの願いが、「元気になってほしい」から「仕事をしてほしい」へと変化
  - ・職親、ジョブコーチの役割
- 若者当事者へ直接社会参加への道が開く
  - ・親との関係性が悪い若者にとっては、イシスは家族の匂いがしなかった
- 社会全体で若者に対して、就労支援サポートの気運が盛り上がる
  - ・若者が社会的弱者として社会問題化する

# 情報センターISIS大阪の5年間の 活動の記録

---

別紙テキスト参照

参考「就労支援報告書／京都オレンジの会

名古屋オレンジの会



# 活動する若者たちの姿

---



琵琶湖近江舞子キャンプ

情報センターISISとオレンジの会の活動を通して

---

# 生活保護受給者・生活困難者 の社会的居場所づくりの提言

— 山田 孝明

# 提言 1

---

- ・生活保護受給者、および生活困難者の人たちの〈社会的居場所〉の必要性

## 1. 全国にモデルケースとして、

東京・横浜・名古屋・大阪・福岡など主要各都市に6ヶ所程度の設立を緊急案件とする

(具体的には、共同作業所設立案件などが参考となる)

## ＜社会的居場所＞の設立にあたっての留意点

---

1. 社会的居場所の設立にあたる当事者たちのニーズの把握

他人に「いじられたくない」という感性と丁寧に向き合う

2. 「貧困」に対して各地の先進的に当事者たちへの支援をしているNPO団体と連携する

# 提言 2

---



## 新しい公共のあり方を考える

- 社会的居場所の効果測定を第三機関、民間機関などが行う
- 行政的な数値目標ではなく、利用者のニーズに対しての満足度の重要性
- 社会福祉理念に沿って、当事者も運営主体に参加できること



ISIS大阪  
5年間の活動の足跡

NPO法人  
情報センター ISIS大阪



2005年

初めて就労体験支援事業を開始しました



月	行 事
1	ISIS大阪 設立準備委員会
3	ISIS大阪設立 設立記念 シボジウム
4	会員募集の説明会 ISIS大阪
5	高野山合宿
6	体験発表と講演会 寝屋川小学校殺人事件 KHJ第二回全国地区 代表者研修会議(京都)
7	近江舞子キャンプ ひらかたNPO団体登録
8	ISIS大阪ニュース 創刊号発行 若者 6名
9	起業家ファンド助成金決定 講演会「いまこそNEETの 支援を」 星の里バーベキュー
10	木工教室始まる キャッチボール
11	講演会と説明会 3回 就労支援事業始まる! オリエンテーション
12	初めてのクリスマス会



2006年

# 二回目の就労支援事業を実施しました

月	行 事
1	講演会 「若者の社会参加と就労」 何が出来て何が出来ないか 家族会「傾聴ロールプレー 看板「ゆうゆうサロン作り
2	森林ボランティア体験
3	キャリアカウンセリング 就労支援 終業式 家族会「ビデオ放映」
4	設立1周年記念講演会
5	イシス家族会 (ライフステーション)
6	バーベキューと花菖蒲観賞 農業体験 家族会「ビデオ放映」
7	講演会「若者の就労支援 に何が求められているか」 ソフトボール/天の川フェスタ
9	家族会「ビデオ放映
10	ひらかたNPOフェスタ マリンプログラム 音楽空間/乗馬 枚方市助成金決定
11	第三回全国代表者研修会議 講演会と説明会 第二期就労支援事業開始 内職、メール便
12	クリスマス会





2007年

仲間作りと社会参加に重点を置きました

月	行 事
1	キャリアカウンセリング 「引きこもり狩り」出版 記念講演会 芹沢俊介氏 鍋の会 BLOGの立ち上げ
2	「私の仕事館」見学 共同宿泊体験 伊賀、伊勢
3	全国若者交流フェスタ 音楽空間発表会 第一回ISISネット卓球大会
4	シンポジュームの開催 家族会「交流分析」 ハイキング(星のブランコ) タケノコ掘り
5	会計講座 料理&飲み会
6	若者体験発表と家族交流会 山田池公園花菖蒲観賞 &バーベキュー 木工教室「プランター作り」
7	第二回ISISネット卓球大会 天の川フェスタに参加
8	近江舞子キャンプ なにお淀川花火大会
9	乗馬ボランティア 枚方市野外活動センターキャ ンプ
10	食事会(ジンギスカン) 海釣り NPOフェスタ
11	天の川清掃ボランティア ソフトボール京都対大阪
12	森林ボランティア クリスマス会



2008年

# WAMの助成金でキャンプを2度実施

月	行事
1	京都オレンジ会とのフットサル練習試合会を淀川河川敷で実施 講演会開催(小林学園長)
2	京都大原の旅に参加 ISISネット卓球大会
3	講演会(鈴木美登里氏) WAMの助成金内定
4	全国若者の集い(姫路市及び明石市)に参加
5	虹の会のNPO化に協力
6	講演会(社会不安障害)実施 交野市で山菜とり 山田池公園バーベキュー実施
7	天の川フェスタに参加 WAMの助成事業スタート 「社会参加と就労体験事業」
8	一泊二日キャンプ実施 淡輪海洋センター 近江舞子キャンプに参加
9	講演会(芹沢先生) 青春18切符の旅実施
10	NPOフェスタ参加 NPO設立総会開催 CAD講座と公園整備開始
11	枚方市野外活動センターキャンプ実施 天の川清掃ボランティア参加 KHJ全国親の会(広島)参加
12	私の仕事館見学 クリスマス実施



# 2009年

## 仲間作りと社会参加に重点を置きました

月	行 事
1	初詣を企画(石清水八幡宮) 誕生会を開始 新春卓球大会
2	フットサル練習試合 講演会(漆葉先生)
3	ひきこもり支援団体フェアー (大阪市中央公会堂) パナソニック交野見学 CAD卒業式
4	電車で花見(大回り乗車) 講演会(若者の体験発表) WAM報告書作成
5	全国若者の集い(京都)
6	農業体験 バーペーキュ(山田池公園)
7	講演会(若者の体験発表) サントリー山崎見学 訪問映画ボランティア開始
8	近江舞子キャンプ 枚方まつり模擬店出店
9	青春18切符の旅 海釣り(西宮甲子園浜) 卓球大会
10	
11	
12	



都内ハローワークにおける

各種就労支援の取組状況

東京労働局職業安定部

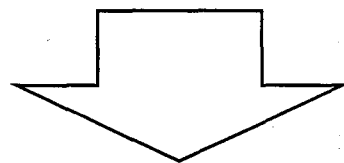
職業対策課 小林 博志

# I 生活保護受給者等就労支援事業

## 1 事業概要

生活保護受給者・児童扶養手当受給者の自立支援プログラム  
一環として、福祉事務所等からハローワークに就労支援の要請が  
あった者に対し、福祉事務所等と連携を図りつつ、就労支援を行う。

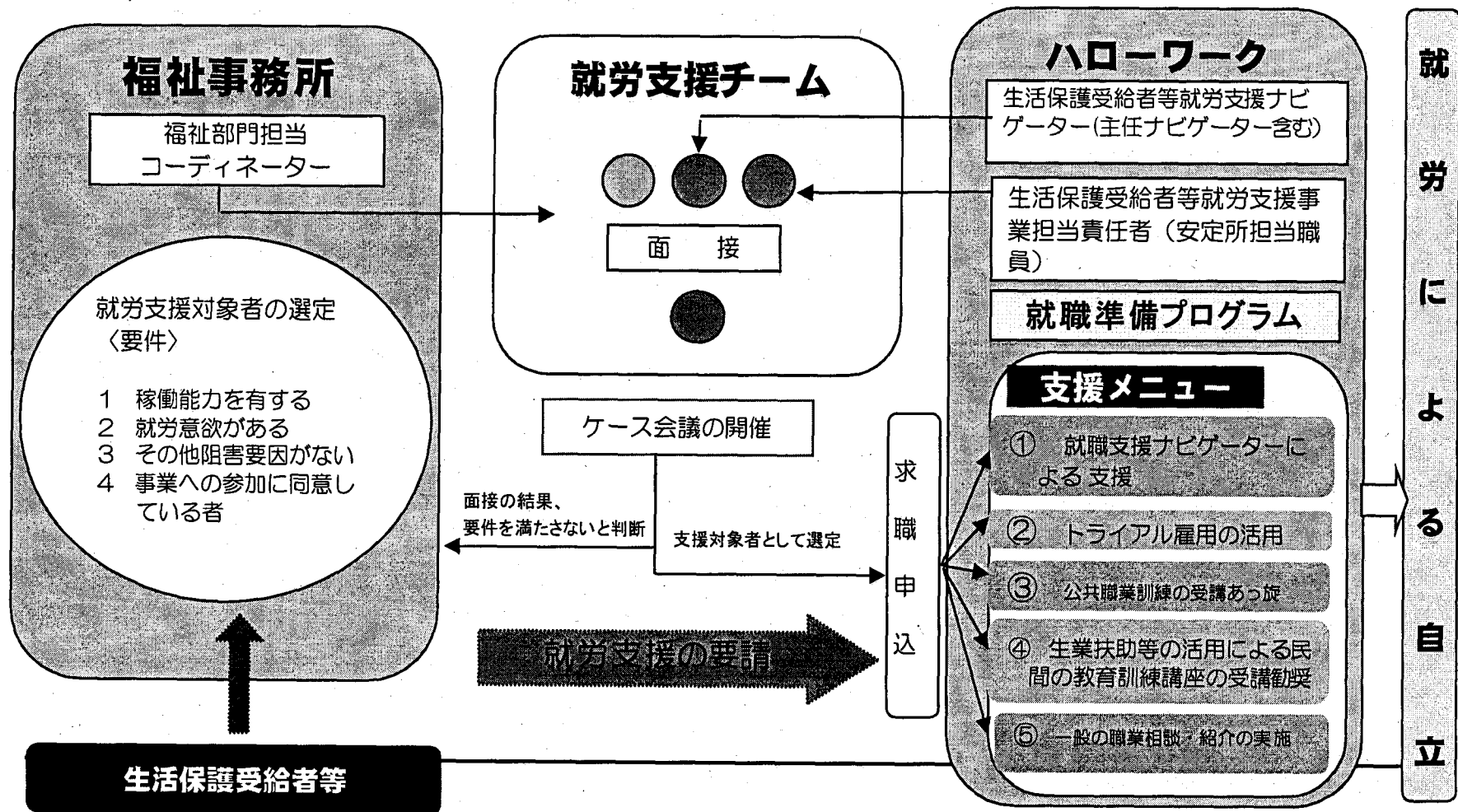
(平成17年度 ~ 事業開始)



事業目標: 就職率60%

## 2 事業体制

### 生活保護受給者等就労支援事業のスキーム



### 3 実施状況

年 度	支援対象者数		就職件数		就 職 率	
	前年比		前年比		前年増減	
平成17年度	1,710	—	786	—	46.0%	—
平成18年度	2,072	21.2%	1,383	76.0%	66.7%	18.2P
平成19年度	2,309	11.4%	1,512	9.3%	65.5%	▲6.9P
平成20年度	2,744	18.8%	1,714	13.4%	62.5%	▲3.0P
平成21年度	3,574	30.2%	2,008	17.2%	56.2%	▲6.3P
累 計	12,409		7,403		59.7%	

[平成21年度  
就職者状況]

平成21年度（内訳）		
	生 保	児扶手当
対象者	2,970	604
就職数	1,631	377
就職率	54.9%	62.4%

- 職 種 …… 生産工程・労務の職種に約4割
- 就業形態 …… 約6割がパートタイム
- 就職経路 …… 約7割がハローワークの紹介就職

## 4 事業運営の現況

事業開始以来5年が経過し、年々、福祉担当部門との連携が図られ就職件数が増加傾向で推移するなど、事業成果は向上している。



最近の保護人員の増大もあって、さらに事業成果が求められている。



依然として厳しい求人環境にあることなどから、福祉担当部門とより一層連携を密にしていくことが重要となっている。



## (1) 最近多くみられる実施上の問題点

- 障害要因があると思われる支援対象者の支援要請が激増
  - ・ ケースワーカー等による選定協議が十分にできない状況になっている
- 支援対象者の増加等により十分な支援体制の確保ができない
  - ・ 書類選考が多く面接まで至らず自信喪失
    - ⇒ モチベーション低下によるフォローの増大等
- 対象者の抱える問題
  - ・ 対象者個々の状況から「生産労務等の職種」に限定されることが多い
- その他
  - ・ 各自治体の支援サービス(交通費の支給、面接スーツの貸与など)
  - ・ 身元保証人がたてられない(制度面、費用面により活用できない)
  - ・ 緊急連絡先がない(携帯電話がないなど)
  - ・ 中高年齢者向けの訓練科目が少ない(清掃・ビル管理など)

## (2) 実績向上のための具体的取組み

- 就労支援ナビゲーターを中心とした担当制による個別支援の徹底
  - ・ 就職意欲の喚起(モチベーションの維持等)、応募種類の作成、面接アドバイス等
  - ・ 次回相談日時予約の徹底
  
- ハローワークの出先機関や福祉事務所等への出張相談の実施
  - ・ 継続支援実施のための工夫した職業相談の実施
  
- 職業訓練を活用した就職支援
  - ・ 公共職業訓練の募集枠に優先枠の設定(東京都との連携)
  - ・ 基金訓練を活用した就労支援の強化
  
- 地域の実情に応じた工夫した取組み
  - ・ ケースワーカー研修の実施
  - ・ 事業内容の説明リーフレットの作成配布
  - ・ 定期的な業務連絡会の実施

## 5 課題

### ■ さらなる就労支援体制の整備

- ・ 支援対象者の確実な送り出しの確保
- ・ 支援対象者情報の共有化の推進
- ・ 就職者の定着支援

### ■ 量的かつ質的な求人の確保

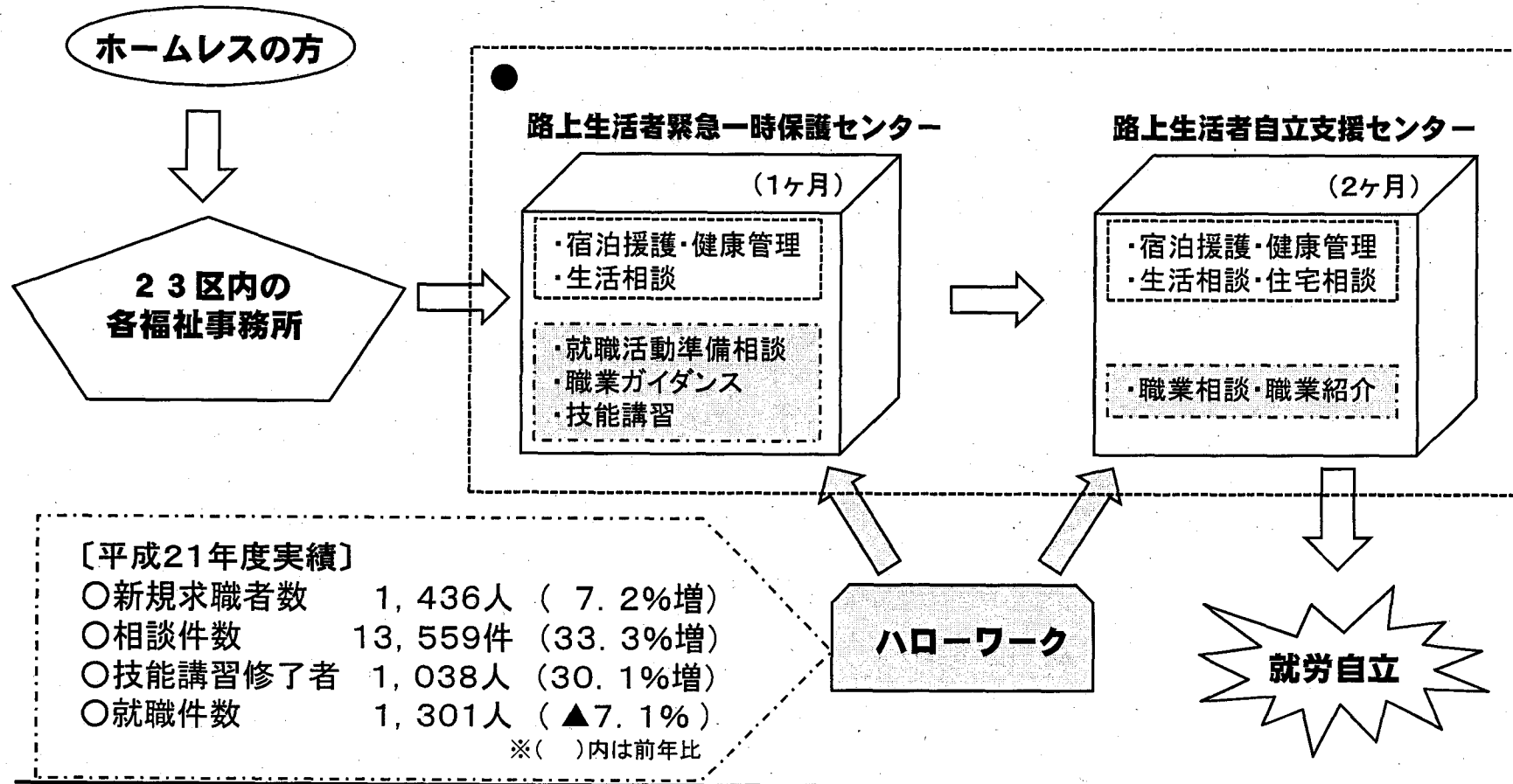
- ・ 求人開拓推進等とのさらなる連携強化

### ■ 職業訓練科目等の充実

- ・ 基金訓練の活用等

## Ⅱ ホームレス自立支援(就労支援)事業

- 平成22年度より、「路上生活者緊急一時保護センター」と「路上生活者自立支援センター」を一本化し、『路上生活者新型自立支援センター』に順次移行されます。

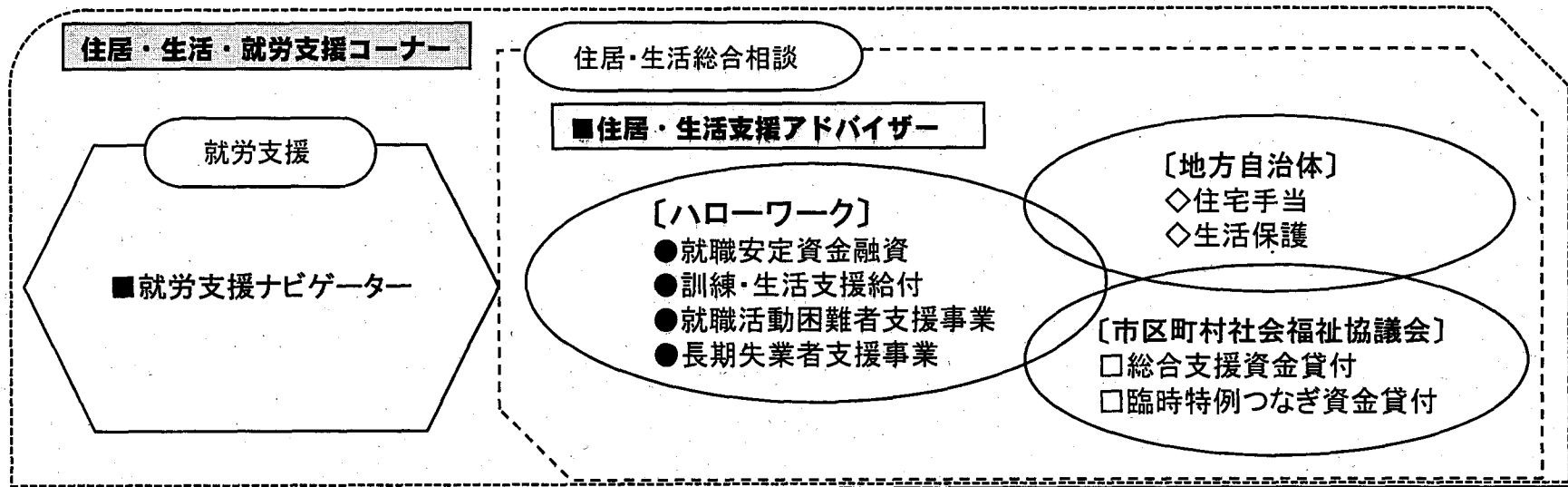


### Ⅲ 雇用と住居を失った者に対する総合支援事業

#### 第二のセーフティネットの円滑な運営と就職支援の強化



- 「住居・生活支援アドバイザー」を配置（平成21年3月～）
- 一元的相談窓口（「住居・生活・就労支援コーナー」）を新設（平成22年4月～）



# 雇用保険を受給できない方に 職業訓練と生活保障の充実

～「緊急人材育成・就職支援基金」の創設～

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新たに、雇用保険を受給できない方への職業訓練と生活保障のための給付制度が創設されました。

## 新たに実施される職業訓練（基金訓練）

専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会により訓練実施計画の認定を受けて実施する、以下の内容の職業訓練です。

- 1 職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）を習得するための3か月の訓練
- 2 医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための6か月～1年の訓練

雇用保険を受給できない方が、ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として「訓練・生活支援給付金」が支給される制度が始まります（平成21年7月末開始）。

### 訓練・生活支援給付金の支給対象となる方

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方（※）
- 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- 世帯の主たる生計者である方（原則として、申請時点の前年の状況によります）
- 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ 公共職業訓練を受講している方も、要件に該当すれば訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

### 訓練・生活支援給付金の支給額

職業訓練を受講している間、毎月以下の額が支給されます。(※)

被扶養者のいる方	12万円
上記以外の方	10万円

※ 訓練への出席率が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※ なお、訓練・生活支援給付金に加えて、希望する方は、さらに、労働金庫が行う貸付(訓練・生活支援資金融資:被扶養者のいる方は8万円、それ以外の方は5万円を上限)を利用することができます。

また、訓練修了6か月後までに6か月以上の雇用が見込まれる就職をした場合には、貸付額の50%に相当する額の返済が免除されます。

### 訓練・生活支援給付を受給するための手続き等について

- 1 基金訓練の訓練コースの情報は、順次、ハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページで公表されます。
- 2 職業訓練を受講するためには、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを受けた上で、職業訓練のあっせんを受ける必要があります。  
再就職のために必要ないとハローワークが判断した場合には、希望した職業訓練を受講できない場合があります。また、訓練の受講に当たっては、一定の選考(面接・筆記問題等)が行われる場合があります。
- 3 訓練・生活支援給付金の支給を受けるためには、職業訓練のあっせんを受けたハローワークに、申請書類を提出することになります。  
申請書類の内容や申請期日については、ハローワークまたは職業訓練施設においてお知らせします。
- 4 技能者育成資金貸付の貸付金を受けている方は、要件を満たせば、事業開始日以降、貸付金に代えて給付金の支給を選択することができます。

問い合わせ先: 都道府県労働局職業安定部・ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省職業能力開発局能力開発課

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/index.html>

中央職業能力開発協会

<http://www.javada.or.jp/>

## 若者の就労支援に関して 英国のwelfare to workの事例から

佐藤えり子 (ビッグイシュー日本)

2010/5/16 提出資料

### 【英国式ニューディール政策】

期間：1997～2003年

予算：52億ポンド (1兆2千万円)

財源：ウィンドホール税 (97～98年にかけて余剰利益をもつ民間企業へ、一回限りの課税)

\*若者失業者ニューディールには、ニューディール政策の費用全体の約44% (14.8億ポンド、約3,400億円) を投入

基本発想：政府による「Active Care」と利用者の「Rights and Responsibility」の融合

A. ギデンズ 「人的資本形成への支援はコストではなく社会投資。人的資本の形成に積極的な国家は『社会投資国家』。

### 【パーソナル・アドバイザー (PA) と若者失業者】

PAは、原則若者失業者一人に一人が継続的に担当。リソース・スキルを把握し、就職希望先を確認しながら、就職活動計画を共に作成する。就職活動にはいけば、交通費の一部負担をしたり履歴書の書き方を教えるなどの業務を担当。PAは、日本のハローワークにあたるJobcenter Plus (JCP) のスタッフであるが、国家資格などの条件はなく、そのかわり研修が義務つけられている。

給与は、失業者を就職させれば、それに応じてボーナスが上乘せされる (ポイントシステム)。ただし、各市区町村の就職者数上昇などの目標値 (JCPがそれぞれ設置) を達成できないと、解雇させられるケースもある。

### 【JCPと民間の業務分担】

JCP＝職業相談、職業斡旋 (PA)

民間＝職業訓練 (各専門家、ソーシャルワーカー)

\* 「Employment Zone」においては、例外的に民間がJCPの業務委託をうけている

### 【若者失業者支援の運営方法】

1) 若者失業者が、JCPにきたら、まずPAと共に「ゲートウェイ」 (最長4カ月間の就職活動) をはじめる。ゲートウェイの段階で、多くの若年失業者は就職しているが (このプログラムで就職したうち60.2%)、就職できなかった場合、「オプション」という別のステップへと移行する。

2) 「オプション」は、4つの選択肢から一つを選び、原則半年～1年間の訓練にはいる。

### A 民間部門 【半年】

- ・民間企業に (OJTをつかっの就労)
- ・事業主には週60ポンド (1万4千円) の助成金 (国が負担)
- ・事業主は若者訓練生に対し、国家認定資格制度 (NVQ) に向けた教育訓練を週1回行う  
その費用として政府から事業主に750ポンド (17万円) が一括支給される。

### B) ボランティア部門 【半年】

- ・事業主が賃金を支払っている場合、Jobseekers Allowance (求職者手当) に週15ポンド加えた助成金を事業主に支給 (国が負担)
- ・訓練費用として750ポンドが事業主に一括支給される。



### C) フルタイムの職業・教育訓練 【最長一年】

- ・職業・教育訓練を受け、NVQを取得をめざす
- ・訓練費用は国が負担

### D) 環境保護団体での活動 【半年】

- ・事業主が賃金を支払っている場合、Jobseekers Allowance (求職者手当)に週 15 ポンド加えた助成金を事業主に支給 (国が負担)
- ・訓練費用として 750 ポンドが事業主に一括支給される。

### 3) それでも就労が困難な場合

「フォロー・スルー」とよばれる上記と類似したプログラムに参加する。

#### 【プログラム評価】

149 万人の若者失業者がプログラムに参加し、延べ 60 万人 (全体の約 40%) が就職 (1998 年~2006 年 11 月まで)。プログラムの評価は、評価方法も含めて、現在まで賛否両論がある。  
□厚生労働省にあたる Department for Work and Pension の統計 (2007) によると、福祉手当受給者、とりわけ、求職者手当受給者数の減少した (下記表を参照) □行政が積極的に若者失業者に社会とのつながりをもたせることで、人間関係のつながりの回復を促した点で評価をする意見がある。一方で、プログラム終了後直接雇用された約 60 万人の若者のうち、雇用期間が一年以上継続した人が 26% という結果がある。雇用期間が短く、再度福祉手当受給になってしまう点が問題になっている。また、好調なマクロ経済が影響して、若者失業者が減ったのでは、という向きもある。

就職した 60 万人の段階別就職割合 :

面談前の段階 (9.4%) / ゲートウェイの段階 (60.2%) / オプションの段階 (17.9%) / フォロー・スルー (12.5%)

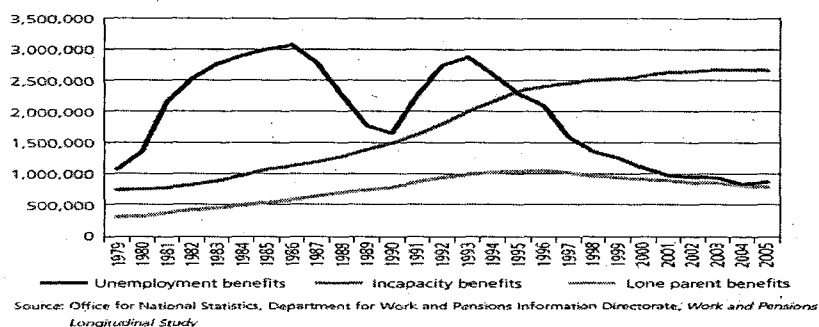
#### 【ニューディールの課題】

- 質量共に情報の収集と整備 (支援プログラムの効果、就労期間、早期退職者の傾向/属性など)
- JCP の就業者定義の見直し (現在の 13 週から、長期に設定しなおす必要性がある)
- 就職後のサポート・相談所の必要性
- 地域で受け入れられる就業スキルをみにつける (地域の企業とジョブセンタープラスが協力して就職訓練プログラムの作成にあたるなどが必要。企業内カウンセラーなど)

上記課題を踏まえ、現在は、New Deal から Flexible New Deal 政策へとつながっている

⇒ <http://www.dwp.gov.uk/supplying-dwp/what-we-buy/welfare-to-work-services/provider-guidance/flexible-new-deal-guidance.shtml>

Figure 1.2: Numbers of people on benefits, 1979–2005



参考文献・資料

DWP (2004) *Building on New Deal: Local solutions meeting individual needs*, Department for Work and Pensions, London

DWP (2010) *Introduction to the Flexible New Deal*, Department for Work and Pensions, London

(<http://www.dwp.gov.uk/supplying-dwp/what-we-buy/welfare-to-work-services/provider-guidance/flexible-new-deal-guidance.shtml> 2010年5月13日)

Freud, D (2007) *Reducing dependency: increasing opportunity : options for the future of welfare to work—An Independent report to the Department for Work and Pension*, Department for Work and Pension, March 2007, p.42

Layard R (2000) *Welfare to Work ant the New Deal*, Centre for Economic Performance, London

Willets D., Hillman N. and Bogdanor A. (2003) *Left Out, Left Behind: The People Lost to Britain's Workforce*, Policy Exchange, London.

([http://eprints.libr.port.ac.uk/archive/00000096/01/2\\_DF\\_Benefits\\_Article\\_15\\_02\\_05.pdf](http://eprints.libr.port.ac.uk/archive/00000096/01/2_DF_Benefits_Article_15_02_05.pdf) 2010年5月4日)

新宿区拠点相談所とまりぎ

